

前橋市生活道路後退用地整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二項道路に面する土地における後退杭の設置及び支給、後退用地の整備等に関し必要な事項を定め、良好な生活環境を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 二項道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定に該当する道路をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 二項道路の境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (4) 後退杭 後退線上に設置する杭をいう。

(後退杭の設置及び後退線の確定)

第3条 二項道路に面する土地の所有者又は使用権者(以下「所有者等」という。)は、後退用地を明確にするため後退線上の後退杭の設置に努めるものとする。

- 2 所有者等は、後退杭の設置を行う場合は、当該二項道路の利害関係者及び道路管理者と協議し、当該二項道路の境界線及び後退線の確定を行うものとする。この場合において、当該二項道路の境界線及び後退線が確定できないときは、暫定的な境界線及び後退線によるものとする。
- 3 所有者等は、後退杭の設置が完了したときは、後退杭設置報告書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(後退杭の支給)

第4条 市長は、この要綱に基づき市に後退用地を寄附しようとする所有者等が当該二項道路の境界線及び後退線を確定した後退線上に杭を設置する場合に限り、後退杭を無償で支給するものとする。

- 2 所有者等は、前項により後退杭の支給を受けようとする場合は、後退杭支給申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。
- 3 市は、当該二項道路の境界線及び後退線を確定するために市が発注した測量または分筆等業務を受託した業者が後退杭を設置する場合は、前各項の規定によらず後退杭を支給することができるものとする。
- 4 第1項並びに第3項により市が支給する後退杭の設置が完了した場合は、前条第3項に規定する後退杭設置報告書の提出を次条第2項による生活道路後退用地整備事前協議書(様式第3号)の提出に替えることができるものとする。

(事前協議)

第5条 所有者等は、後退用地内で後退が終了した場合は、当該後退用地の使用貸借、寄附、整備等に関し、市長に協議を申し出ることができるものとする。

- 2 前項の協議は、生活道路後退用地整備事前協議書(様式第3号)により行うものとする。

(手続等)

第6条 所有者等は、次に掲げる前条の協議の結果に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 寄附の場合 後退用地寄附申請書（様式第4号）
(2) 使用貸借の場合 後退用地土地使用承諾書（様式第5号）

- 2 市長は、前項第1号の申請書が提出された場合は寄附受入書（様式第6号）を、前項第2号の申請書が提出された場合は土地借受書（様式第7号）を交付するものとする。
3 市に寄附する後退用地は、抵当権等が設定されていない状態でなければならない。

（後退用地の取得等）

第7条 市長は、後退用地の寄附の申出があったときは、後退用地を寄附により取得するものとする。ただし、境界が確定できない等理由により後退用地を分筆登記できないとき、その他寄附により取得することが困難であるときは、市長は、当該後退用地を使用貸借により管理を行うものとする。

（費用の負担）

- 第8条 市長は、寄附により取得する後退用地について、当該後退用地等の測量、分筆登記、所有権移転登記等をし、又はこれらに係る費用を予算の範囲内で負担することができる。
2 前項の規定にかかわらず、分譲等を目的として後退用地の寄附が行なわれる場合は、当該後退用地等の測量、分筆登記等は所有権者が行い、その費用は当該所有権者が負担する。

（寄附奨励金の交付）

- 第9条 市長は、寄附により後退用地等を取得したときは、別に定める基準により所有者等に予算の範囲内で奨励金を交付することができる。
2 前項の奨励金の交付を受けようとする建築主等は、寄附奨励金交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（後退用地の道路整備工事等）

- 第10条 市長は、後退用地に係る後退用地の寄附申請書が提出され、当該後退用地に係る所有権移転登記が行なわれた場合、又は土地使用承諾書が提出された場合は、予算の範囲内で当該後退用地について道路整備工事及びその後の維持管理を行うものとする。
2 市長は、既存の二項道路が舗装されている場合に限り、第7条の規定により、取得又は使用貸借する後退用地等の舗装等を行うものとする。
3 前項の規定にかかわらず、分譲等を目的とする場合における後退用地の舗装等に係る工事は、所有権者が行うものとする。

（固定資産税等の非課税措置）

第11条 市長は、前条1項の土地使用承諾書により道路整備工事が完了した場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより、当該道路整備工事が完了した日以後最初に到来する賦課期日（1月1日）に係る年度から、当該後退用地に係る固定資産税及び都市計画税について非課税措置を講じることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。